

凡例	
規約：日本維新の会	党規約
規則：同	代表選挙規則
要綱：同	代表選挙管理委員会要綱

1 令和4年8月27日執行代表選挙日程

8月4日	立候補予定者説明会
同 13日	有権者名簿確定日
同 14日	告示日 立候補届出日 一般党员へ投票用紙郵送日 有権者名簿の閲覧（有権者が自身の名簿のみ）
同 26日	一般党员の郵便投票締切日 （大阪南郵便局において26日配達区分け作業を終えたものに限る）
同 27日	臨時党大会 特別党员投票 全ての投票を開票 当選人決定

2 代表選挙

(1) 代表選挙管理委員会（規則第2条）

- ・常任役員会の承認を得て総務会長が指名する5人以内の委員による代表選挙管理委員会を組織する。
この委員会は、代表選挙の都度組織され、当該代表選挙の確定をもって解散する。
- ・委員長は委員の互選による。
委員長は、あらかじめ委員長代理を指名しておかなければならない。
- ・委員会は、過半数の委員の出席により成立する。
議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- ・委員は、候補者の推薦人になることや支援活動を行うことができない。

(2) 有権者

① 有権者資格（規則第3条 同附則第2条）

ア 継続して前2年の党費を納入した一般党员

「継続して前2年の党費を納入」とは、有権者名簿の基準日（告示日の前日）において前年及び前々年の党費を継続して納入していることを指し、当該基準日が属する年に係る党費の納入は含まない。

イ 特別党员

代表選挙が行われる臨時党大会の招集案内をした日に特別党员であり、かつ、当該党大会

の日に特別党员である者とする。

② 有権者名簿（規則第4条、要綱第2条・第3条）

ア 代表選挙が実施される都度、有権者名簿を要綱の第1号様式に準じて調製する。

イ 代表選挙管理委員会は、党员名簿から有資格者を記載した登録予定者名簿をあらかじめ作成し、各都道府県総支部の点検を経た後、告示日の前日（基準日）に有権者名簿として確定する。

ウ 有権者は、告示日中に限り、有権者名簿を閲覧することができる。ただし、当該有権者の記載部分に限る。

エ この登録に異議のある者は、告示日中に異議を申し立てることができる。

オ 有権者名簿の確定後、死亡、離党等により有権者でなくなった場合、又は異議の申立てにより補正登録を行った場合等で修正する必要がある場合は、すみやかに当該名簿を修正する。

(3) 代表候補者（規約第7条第7項、規則第7条・9条）

① 代表選挙の候補者となることができる者は、特別党员である者とする。

代表候補者になろうとする特別党员は、代表選挙管理委員会が告示した日時・場所に、代表選挙管理委員会が定める次の書面を添えて、代表選挙管理委員会委員長に届け出なければならない。

- ・候補者届出書（第2号様式）
- ・特別党员推薦人届出書及び推薦人になることの承諾書（第3号様式の1、2）
30人以上の特別党员の推薦が必要。
- ・宣誓書（第4号様式）

② 代表候補者の届出の辞退は、当該告示日中に届け出なければ辞することはできない。

③ 代表選挙管理委員会は、代表候補者の届出締切後、届出者の氏名、住所及び公職名を公告する。

④ 代表候補者が立候補の要件を欠いた場合は、代表選挙管理委員会は常任役員会の承認のもと、立候補の届出を取り消す。

代表候補者が選挙運動の規定に違反した場合、その他代表候補者としてふさわしくない行為を行った場合には、代表選挙管理委員会は常任役員会の承認のもと、必要な措置をとることができる。

(5) 投票（規則第10条～第13条、要綱第6条）

① 投票の原則

- ・代表選挙は、有権者名簿に登録されている党员による投票により行うこととし、当該名簿に登録されていない者は、投票することはできない。

- ・投票は一人一票とする。
- ・投票は、単記無記名で自書式により行うものとする。

② 一般党員の投票

ア 一般党員の投票は、告示日後、特別党員の投票日の前日までの間において、郵便投票により行うこととする。

イ 郵便投票

郵便投票は、代表選挙管理委員会が告示日に往復葉書を郵送する方法で投票用紙を発行し、一般党員は送付された投票用紙に代表候補者一人の氏名を記入し、これを代表選挙管理委員会宛（大阪南郵便局留）に郵送して行う。

郵便投票の締め切りは、代表選挙期日の前日までに大阪南郵便局に到着したもの（当該代表選挙期日の前日に到着した郵便投票については、当該郵便局において当該日に配達するために行う区分け作業を経た郵便物に限る。）をもって締め切る。

③ 特別党員の投票

特別党員の投票は、臨時党大会における無記名投票とする。

④ 投票の秘密

代表選挙管理委員会は、投票及び開票にあたって、有権者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければならない。

(6) 開票（規則第 14 条・第 15 条、要綱第 8 条）

① 開票は、特別党員の投票終了後、速やかに代表選挙管理委員会の監督の下に行う。

② 開票にあたっては、有効、無効を区別し、有効票を各代表候補者ごとに得票数を確定する。

③ ①の開票にあたっては、代表候補者は、開票立会人となるべき者を、有権者名簿に登録された特別党员の中から 2 人まで届け出ることができる。（第 6 号様式）

開票立会人となるべき者は同時に複数の代表候補者の開票立会人になることはできない。

④ 開票の従事者として、特別党员及び事務局職員の中から代表選挙管理委員会委員長が選任した者をもって充てる。

⑤ 代表選挙管理委員会は、有効投票の最多数を得た代表候補者を当選者と決定し、各代表候補者の確定得票数とともに、臨時党大会に報告する。

当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、くじで定める。

⑥ 次の投票は、無効とする。

一 正規の用紙を用いないもの

- 二 代表候補者でない者（代表候補者を辞退した者を含む。）の氏名を記載したもの
- 三 二人以上の代表候補者の氏名を記載したもの
- 四 代表候補者の何人に対して投票したかを確認できないもの

⑦ 開票が終了したときは、選挙結果調（第7号様式）を作成しなければならない。

(7) 無投票（規則第16条）

代表選挙管理委員会は、代表候補者が一人である場合又は一人となった場合は、代表選挙の投票は行わず、その者をもって当選者とし、臨時党大会に報告する。

(8) 選挙運動（規則第17条・第18条、要綱第10条・第11条）

① 代表選挙の選挙運動期間は、告示日からすべての投票が終了するまでとする。

② 選挙運動は、別に定める代表選挙管理委員会要綱で規定するものを除き、原則として、自由とする。

ただし、何人も、代表選挙に関して買収及び供応、代表候補者の名誉を傷つける行為その他選挙の清潔、明朗及び公正を害する行為を行ってはならない。

上記禁止行為が行われたと判断した場合には、その事実を公表するとともに、当該行為の中止勧告等を行うものとする。

③ 代表候補者又は有権者が行う選挙運動は次のとおりとする。

一 頒布文書

代表候補者又は有権者がリーフレットやビラを独自に作成することは妨げない。

二 掲示文書

代表候補者が演説会（演説を含む。）において使用するものを除き、何人も選挙運動用文書を掲示してはならない。

三 演説会（演説）

代表候補者が独自に演説会等を開催することを妨げないが、二人以上の代表候補者による演説会等は開催できない。

また、有権者は演説会を開催できない。

四 インターネットの利用

何人も自由に行うことができる。

五 取材及びアンケート

代表候補者の個別対応とする。

上記の選挙運動においては、党の品位を汚すこと、他の候補者を誹謗中傷すること、候補者が他の候補者を応援すること、又は公職選挙法に違反する内容であってはならない。

④ 党営選挙運動等

ア 代表選挙管理委員会が行う党営選挙運動は、以下の選挙運動について行う。

一 候補者政見

各代表候補者から提出された政見等（内容は、写真、経歴、職、信条、政策等とする。（第5号様式））をまとめ、党公式サイトへ掲載することにより有権者に広報する。その他郵送等の方法により広報することもできるものとする。

二 演説会又は討論会の開催

選挙運動期間中に少なくとも1回は、全候補者による演説会又は討論会を開催する。

三 報道機関等が開催する共同記者会見、討論会その他の企画

全候補者を対象とする企画については、代表選挙管理委員会の調整のもとに行う。

四 その他

前3号に規定する有権者を対象とした選挙運動のみならず、この代表選挙を通じて、広く国民に党の政策等を訴える選挙運動も行えるものとする。

イ 代表選挙管理委員会は、告示日以後の選挙運動を円滑に遂行し、有権者に代表候補者の政見等を周知するために、告示日前において、代表候補者になろうとする者に対する事前説明会の開催や、届出に必要な書類等の事前提出を求めることができるものとする。

ウ 代表候補者になろうとする者は、前記ア、イについて、代表選挙管理委員会に協力するものとする。

⑤ 党本部執行機関は、代表選挙管理委員会からの要請に基づく場合を除き、代表候補者の選挙運動に関わることはできないものとし、その他機関又は特別党員個人については規制しない。

3 補則（規則第22条～第24条）

(1) 公告・告示等

本規則における公告、告示その他選挙情報は、本党ホームページの代表選挙特設ページへ掲載する。

(2) 定めのない事項の取扱い

代表選挙に関する事項で、規約、規則又は要綱に定めがない事項については、代表選挙管理委員会が決定する。

ただし、代表選挙管理委員会委員が指名される前、又は代表選挙管理委員会の解散後における取扱いについては、常任役員会が決定し、代表選挙管理委員会が設立された時点で報告する。